④　本方式の実施手続は、「総価契約単価合意方式実施要領（包括的単価個別合意方式）」（平成30年９月21日付け30農振第1860号農林水産省農村振興局整備部設計課長通知）及び「総価契約単価方位方式実施要領の解説（包括的単価個別合意方式）」によるものとする。

⑵2　本工事の施工に当たり、１日未満で完了する作業量の作業が見込まれ、施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合において、１日未満で完了する作業の積算の適用について監督職員と協議し、設計変更することができる。

⑵3　本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事の対象とし、日最高気温の状況に応じた現場管理費の補正を行う対象工事である。

⑵4　本工事は、建築工事における熱中症対策に係る費用について、受発注者間で必要な設置期間等を協議のうえ、設計変更により対応する試行工事である。詳細は、農村振興局ＨＰ（http://www.maff.go.jp/j/nousin/sekkei/attach/pdf/index-35.pdf）による。

⑵5　本工事は、契約手続きにかかる書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象工事である。なお、電子契約システムにより難い場合は、発注者の承諾を得て紙契約方式に代えるものとする。

⑵6　本工事は、ワーク・ライフ・バランス等推進企業を評価する試行工事である。

⑵7　本工事は、入札書と技術提案書等の提出を同時に行う試行工事である。

⑵8　本工事は、建設キャリアアップシステム活用推奨モデル工事の試行対象工事である。試行内容の詳細は、特別仕様書によることとする。

2　競争参加資格

次に掲げる要件を全て満たしている単体企業、経常建設共同企業体、若しくは要件を全て満たしている二者又は三者により構成される特定建設工事共同企業体であって、関東農政局長から資格認定を受けた者であること。

⑴　予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、第70条中、特別の理由がある場合に該当する。

⑵　関東農政局における令和７・８年度一般競争参加資格の定期受付において「土木一式工事」及び「建築一式工事」の申請を行い受理されている者で、開札時において「土木一式工事」及び「建築一式工事」の認定がなされている者であること。なお、開札時において「土木一式工事」及び「建築一式工事」に認定されていない者が行った入札は、競争に参加する資格を有しない者が行った入札として「無効」とする。

ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、関東農政局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。

⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、上記⑵の再認定を受けた者を除く。

⑷　関東農政局における令和７・８年度一般競争参加資格の認定の際に、「土木一式工事」及び「建築一式工事」の客観的事項（共通事項）について算定した点数（客観点数）が、それぞれ1,250点以上であること。ただし、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員は、それぞれ1,150点以上であること。また、上記⑵の再認定を受けた者にあっては、当該再認定後の客観点数が要件を満たしていること。

なお、開札時において「土木一式工事」及び「建築一式工事」の客観的事項（共通事項）について算定した点数（客観点数）が、それぞれ1,250点に満たない者、及び代表者以外の構成員の客観点数がそれぞれ1,150点に満たない特定建設工事共同企業体が行った入札は、競争に参加する資格を有しない者が行った入札として「無効」とする。

⑸　施工実績

①　平成21年４月１日から令和６年３月31日まで（過去15年間）に元請けとして完成・引渡しが完了した、次の同種工事の施工実績を有すること。ただし、特定建設工事共同企業体にあっては代表者及び構成員の各者が、経常建設共同企業体にあっては構成員のうち１社が同種工事の施工実績を有すること。なお、共同企業体としての施工実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。

②　同種工事とは、「土木工事」においてはコンクリート工、「建築工事」においては鉄筋コンクリート造を含む工事とし、「土木工事」と「建築工事」の両方の実績を有しているものとし、同一の工事であること及び規模は問わないものとする。なお、当該実績が各地方農政局（沖縄総合事務局を含む）の発注した工事に係る実績である場合にあっては、工事成績評定表の評定点が入札説明書に示す点数未満のものを除く。

⑹　下記①から④に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に配置できること。なお、配置予定技術者の専任（専任要否を含む）にあっては、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第１項、第２項及び同施行令（昭和31年政令第273号）第27条第１項の定めによるものとする。

①　配置予定技術者は、監理技術者にあっては、１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。主任技術者にあっては、１級又は２級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。ただし、２級土木施工管理技士を主任技術者とする場合は、「土木」の種別を有する者とすること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次のものをいう。

ア　監理技術者にあっては、１級建設機械施工管理技士、主任技術者にあっては、１級又は２級建設機械施工管理技士の資格を有する者。

イ　技術士（建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木又は農業農村工学」とするものに限る。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）、水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る。）又は、総合技術監理部門（選択科目を建設部門に係るもの、「農業―農業土木、農業―農業農村工学」、「森林―森林土木」又は「水産―水産土木」とするものに限る。））の資格を有する者。

ウ　これらと同等以上の資格を有する者と国土交通大臣が認定した者。

②　平成21年４月１日から令和６年３月31日まで（過去15年間）に、コンクリート工（規模は問わない。）を含む工事の経験を有する者であり、かつ、実績工事の全実施期間に従事していた者であること。ただし、全実施期間に従事していなかった場合であっても、入札説明書に示す場合に限りこれを認める。なお、当該経験が各地方農政局（沖縄総合事務局を含む）の発注した工事に係る経験である場合にあっては、工事成績評定表の評定点が入札説明書に示す点数未満のものを除く。また、特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体にあっては、１人の主任（監理）技術者が前記に示す同種工事の工事経験を有すること。

③　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

④　機場建築工施工時までに、監理技術者にあっては１級建築施工管理技士、主任技術者にあっては１級又は２級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者を配置することとし、申請時には配置予定技術者を求めないものとする。ただし、２級建築施工管理技士を主任技術者とする場合は、「建築」の種別を有する者とすること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次のものをいう。

ア　監理技術者にあっては、一級建築士、主任技術者にあっては、一級又は二級建築士の資格を有する者

イ　これと同等以上の資格を有する者と国土交通大臣が認定した者

⑺　技術提案　技術提案が適正であること。

⑻　本工事に特定建設工事共同企業体又は経常建設共同企業体として申請書を提出した場合、その構成員は単体として申請書を提出することはできない。

⑼　申請書の提出期限の日から開札時までの期間に「関東農政局工事請負契約指名停止等措置要領」（平成15年８月29日付け15関総第366号（経））に基づく指名停止を受けていないこと。